

Title	鎮守勸請一件
Author	森, 杉夫
Citation	同和問題研究 : 大阪市立大学同和問題研究室紀要. 4 卷, p.77-97.
Issue Date	1980-03
ISSN	0386-0973
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学同和問題研究室

鎮 守 勸 請 一 件

森 杉 夫

1. は し が き

一般に上方の被差別部落では、神社に奉仕する義務・責任は負わされていても、自らの地域を守護する氏神をもつということはまずなかった。しかも新規に寺社を創建することは、幕府はかねてから「新規之寺社建立之儀、堅御停止之事ニ候、惣而小祠・念仏題目之石塔・卒都婆・供養塚・庚申塚・石地蔵類、新規に建立一切致間敷候」と、かたく禁止するところであったし、それをうけて一橋領知下においても、「地方御条目」で厳禁されていた⁽¹⁾。

こうしたなかで、自らの地域を守護する鎮守社を建立することは、きわめて困難なことであるが、それが文政期に一橋領知泉州郡南王子村でなされたのである。そして創建後も、明治初年にいたるまで、南王子村の人々は権力および周辺農村の激しい差別・圧迫に対して、この鎮守社を守りつづけるために、非常な苦労を重ねたのであった。

小稿は、長年月にわたって鎮守社を護持した南王子村民の、差別・圧迫に対するねばり強い抵抗と闘いの歩みを考察しようとするものである。

(1) 『奥田家文書』319号。

2. 南王子村の村柄と動向

南王子村は堺・岸和田へ2里の位置にある農村部落で、大坂から紀州に通ずる小栗街道（熊野参詣道）が、南北3町・東西3町半の村方を貫通している。延享4年（1747）以降は一橋領知になり、明治におよんでいるが、それ以前は貞享3年（1686）から宝永7年（1710）にかけての25年間の大名領時代以外は幕領であった。

村の伝承によれば、村民は式内聖神社とその神宮寺である万松院との間に居住し、聖神社に奉仕していたが、やがて境内の「どうけ原」に移り、人口の増加に伴って、慶長5年（1600）聖神社から泉郡王子村の地で、のちに古屋敷と称した3反8畝28歩の屋敷地（除地）を拝領して、そこに再移転したという。

この屋敷地は延宝7年（1679）3月の「和泉国泉郡王子村檢地帳」に、「右之外、除地之分」として寺屋敷・神主屋敷とともに記載され、王子村の屋敷地

とは別に「耆圃」されているところである。

一 穢多屋敷^{三拾五間三尺}_{三拾貳間五尺五寸} 三反八畝貳拾八歩 耆圃

右三ヶ所、従往古除地ニ而、吟味之上、今度茂除置者也

聖神社と南王子村民との間に深い関係があったことは、このように聖神社から除地の屋敷地を拝領していることによって明らかである。さらに毎年、2月10日の「悪魔降伏・障碍退散」のための「弓射御神秘之神礼」行事に用いる墓目の的に牛皮を献納したり、7月28日の角力奉納に際して土俵・土段を築いたり、8月15日の祭礼には神輿通行の道造りをするなど、神役奉仕を恒例としてきていることによっても明らかである。

この間、豊臣政権の小農民自立政策の下、天正・文禄のころには、のちの南王子村の地やその周辺の耕地を耕作していたようである。そして少なくとも文禄3年(1594)の太閤検地によって、村高146石2斗8升の独立行政村として成立するにいたっている⁽¹⁾。このときの村切りによって出作地になったのか、あるいはそれ以後に出作地を獲得するようになったのか、この間の事情は明らかでないが、慶長9年(1604)8月の「泉州泉州郡信太郷かわた村御指出」によれば、このとき隣村王子村などで59石1斗6升2合の出作地を保有している⁽²⁾。

このように、王子村内の除地の屋敷地に居住して、聖神社の神役奉仕に従事するかたわら、営々として耕地の拡大につとめていた南王子村民は、とくに王子村民から「一段別火」の村柄として、不当な差別と厳しい圧迫をうけていた。元禄7年(1694)12月19日の九ツ時、王子村民に焼打ちされたのはその一例である。どのようないきさつによるものか、その間の事情は明らかでないが、12月の寒空に焼き出され、「こもざれのかこい」で年の瀬を越さねばならなかった村民の心中は、「難渋之儀、難書尽」と、言葉では現わせないものであった⁽³⁾。

そればかりでなく、農業生産に必須の用水権がたえずおびやかされていた。南王子村は信太山谷の溜池惣ノ池(南王子村が樋元支配権をもつ)1か所によっていたので、日照りが1か月も続けば早損に見舞われるという用水不足がちの村方であった。しかも惣ノ池はすぐ下の今池(王子村が樋元支配権をもつ)とともに、南王子村と王子村とがその水を7分・3分の割合で使用する立会池であった。それにひきかえ王子村は、惣ノ池・今池のほかに13の溜池を持っていたので、用水にはまず不自由しなかったが、そのうち5つは惣ノ池の上にあった。

その水は惣ノ池へ抜下すので、惣ノ池に水のあるうちは、5か所の池水は抜下せなかった。そこで王子村としては惣ノ池の水を夏はじめに抜いて、5か所の池水を自由に使いたいが、南王子村が惣ノ池の樋元支配権をもっているの、意のままにならなかった。そのため王子村では何んとかして、惣ノ池の樋元支配を立会にしようと、種々策動した。

元禄10年の3月から7月にかけて、両村とも代官小野朝之丞の預所になった。王子村の庄屋はこの機をとらえ、手代に働きかけ、南王子村の検地帳をはじめ諸帳面を王子村へ引渡すよう、南王子村に申渡してもらった。これは南王子村の庄屋役儀を取上げ、南王子村を王子村の分郷にして、惣ノ池の樋元支配権を奪い取ろうとするものであった。もしそうなっては、さらに用水が不足し「行末御田地ニもはなれ申様罷成」るので、南王子村は手代の申渡しを拒絶した。手代はこれを「不届」であるとして、南王子村の庄屋・年寄と頭百姓2人に「手錠をかけ、せめ付」けた。ところが幸にも、同年7月、両村とも老中小笠原佐渡守長重の領分として引渡されることになったので、ようやく手錠をとかれたが、これも王子村による圧迫の一例である。

王子村内の除地に居住している限り、王子村から「賤敷者」として差別・圧迫を受け、惣ノ池の樋元支配権もおびやかされる。そこで「大切之惣村高を養申惣ノ池ニ難替」く、翌元禄11年3月、上泉郷内の南王子村の本田畑の一部を屋敷地にして、全村民が旦那寺西教寺とともに、移住・自立したのであった。

この屋敷地替えののちは、南王子村を王子村の分郷にしようとする王子村の策動は一応はなくなった。しかし、惣ノ池の樋元支配を立会支配にしようとする王子村の動きは一向になくならず、享保6年(1721)・同14年に、王子村は惣ノ池の樋元は立会であると代官所に訴願した。代官所は吟味の上、惣ノ池の樋元立会は認めなかったものの、分水率を水掛り反別にに基づき南王子村6分・王子村4分に改めるという裁決を下した。南王子村は「元来旱損所、水不足仕候上、水老歩通減り候事」は不本意であったが、惣ノ池の樋元支配権が認められたということで、やむなくこの裁決を受諾した。

しかし、王子村は分水の1分増しというぐらいのことでは満足せず、その後も執拗に惣ノ池の樋元支配を立会にしようとする策動をつづけるのであるが、そのつど南王子村の村民は必死にこれをはねのけたのであった⁽⁴⁾。

近世中期の南王子村の田畑屋敷種別構成をみると(第1表)、田方85%・畑方2%・屋敷13%と圧倒的に田方がちの村柄であるが、屋敷地は田畑として年貢を徴収されるので、田方は約95%におよんでいる。このような耕地の立地条件は、延享元年(1744)以降、有毛検見取法・田方木綿勝手作法が施行されると、綿作を衰退させ、農業経営を圧迫することとなる。元禄5年(1692)ころは綿作が耕地の約60%にもおよんでいたのが、第

第1表 南王子村の田畑屋敷構成(元文3年)

種 別		面 積			百分比
田	上 田	5.	6.	3. 14	56.98
	中 田	2.	2.	7. 00	22.98
	下 田		4.	7. 20	4.86
	小 計	8.	3.	8. 04	84.82
畑	上 畑		1.	6. 01	1.62
	中 畑			4. 07	0.40
	小 計		2.	0. 08	2.02
屋 敷	上 田			8. 13	0.81
	中 田		7.	1. 26	7.29
	下 田		1.	9. 20	2.02
	上 畑		1.	1. 20	1.21
	中 畑		1.	7. 25	1.82
小 計		1.	2.	9. 14	13.16
合 計		9.	8.	7. 26	100.00

2表にみるように、田方綿作は明和8年(1771)には約43%、寛政11年(1799)には約26%と大幅に衰退し、嘉永5年(1852)の大旱魃を機に、ついに10%以下に低下してしまうのである。また、上・中・下田からなる田屋敷も田方木綿勝手作法の適用をうけるため、田方の租率よりも高く(第3表)、田方屋敷地の拡大は南王子村民の生活を圧迫したのである。すなわち、平年作のときはもちろん、旱魃などで皆無反別が多くなっても、それほど年貢額が減じないのは、この田屋敷年貢のためであった⁽⁵⁾。

南王子村は140余石の小高の村方であるため、早くから出作地の獲得にため、近世中期には村高の2倍近く、さらに幕末には村高の3倍余りの出作地を周辺農村で保有し、明治にいたっている(第4表)⁽⁶⁾。

出作地においても、その保有高は「穢多高」として差別され、年貢そのほか諸入用は「賤敷者之所持仕候逆、無勘定ニ而理悲之無差別銀子取立」られ、小入用帳に捺印するときなどは、例年一切読聞かさされず、判も庄屋宅で障子越しにとられるという有様であった。また天保6年(1835)王子・尾井・中・冨秋・太など22か村が七分方を米納するようになったとき、村々は川口代官所に南王子村の出作人がつくった米を年貢米として上納してよいかどうかと、伺いを

第2表 南王子村の田方作付の変遷

年 代	稲 作					綿 作				
	町	反	畝	歩	%	町	反	畝	歩	%
明和 8	4.	4.	9.	21	(55.01)	3.	4.	7.	15	(42.54)
寛政 11	5.	8.	7.	02	(71.67)	2.	1.	2.	05	(25.89)
文政 2	5.	2.	5.	03	(63.79)	2.	7.	7.	22	(33.78)
5	4.	7.	9.	27	(58.32)	3.	2.	2.	28	(39.25)
天保 8	6.	2.	8.	03	(76.31)	1.	7.	4.	22	(21.26)
9	6.	0.	3.	23	(73.39)	1.	9.	9.	02	(24.18)
12	6.	0.	8.	27	(74.00)	1.	9.	3.	28	(23.57)
13	6.	2.	8.	03	(76.31)	1.	7.	4.	22	(21.26)
弘化 1	6.	3.	6.	15	(77.40)	1.	6.	6.	10	(20.17)
3	6.	2.	5.	15	(76.06)	1.	7.	7.	10	(21.51)
4	6.	6.	7.	03	(81.05)	1.	3.	5.	22	(16.52)
嘉永 2	6.	3.	3.	07	(76.91)	1.	6.	9.	18	(20.66)
3	6.	7.	8.	03	(82.38)	1.	2.	4.	22	(15.19)
4	6.	8.	1.	00	(82.75)	1.	2.	1.	25	(14.82)
5	7.	5.	0.	29	(91.25)	5.	1.	1.	26	(6.32)
6	7.	3.	2.	02	(88.94)	7.	0.	0.	23	(8.63)
安政 1	7.	8.	1.	22	(95.02)	2.	1.	1.	03	(2.55)
3	6.	9.	6.	27	(84.69)	1.	0.	5.	28	(12.88)
4	7.	2.	4.	16	(88.09)	7.	8.	8.	09	(9.48)
5	7.	4.	6.	15	(90.77)	5.	6.	6.	10	(6.80)
万延 1	7.	6.	4.	11	(92.94)	3.	8.	8.	14	(4.62)
文久 1	7.	0.	9.	01	(86.15)	9.	3.	3.	24	(11.42)
3	7.	4.	7.	11	(90.88)	5.	5.	5.	14	(6.69)
慶応 1	6.	6.	1.	01	(80.32)	1.	4.	1.	24	(17.25)
明治 2	7.	6.	8.	26	(93.44)	3.	3.	3.	29	(4.13)

たてた。これに対して代官所は、南王子村出作人は出作先きの村で買米して米納せよと命じている。南王子村出作人は、自分らのつくった米は買ったたかれ、出作先きや他の一橋領知の村々で不当に高い米の購入をしいられ、その弁銀に苦しむという不利な条件を領主権力によっておしつけられ、村々はこの領主権力の差別を利用していたのであった。このようなひどい差別にあえぎながらも、南王子村の住民は、出作地経営に力をそそいでいたのである⁽⁷⁾。

また、草場株持は泉州大鳥・泉・南3郡238か村を持場に死牛馬の処理に従事していたが、18世紀末から19世紀前半の天保改革期には、斃牛馬無償引渡しの原則を侵す有償引渡しと、これに関連する無株層による株立侵害がみられる

ようになり、さらにそれ以後になると、領主権力をバックに、斃牛馬処理制そのものを否定する動きが顕著となり、草場株持の「徳用」の激減をみるにいたっている⁽⁸⁾。

さらに雪踏細工稼や雪踏表の内職に従事していたが、これらは南王子村民の重要な収入源であり、これで生活はもとより、年貢上納のたしにもしていたが、嘉永2年(1849)以降、折からの物価騰貴と竹皮の品薄によって竹皮値段が急騰したため、元手に引合わなくなり、そこへ翌年の凶作による米価その他諸物価の高騰が追打ちをかけたので、南王子村民の暮しは窮迫し、餓死する者さえ出てくるという惨状をみるようになったのである⁽⁹⁾。

第3表 南王子村の田・屋敷免

年代	田 免	屋敷免
寛政11	48.236 [%]	63.236 [%]
12	61.071	71.071
享和3	67.600	77.600
文化4	67.510	77.510
6	48.107	53.107
10	68.653	73.653
文政7	64.987	69.987
11	46.726	51.726
天保8	56.518	61.518
11	61.230	66.230
弘化2	62.582	67.582
嘉永5	35.594	40.594
明治4	51.320	56.320

第4表 南王子村の出作高の変遷

村名と村高④	安永2年(1773)		天保4年(1833)		明治5年(1872)	
	出作高⑤(%)	B/A	出作高⑥(%)	C/A	出作高⑦(%)	D/A
石 王子(322.0478)	石 137.4490(52.3) [%]	[%] 42.7	石 139.8940(30.2) [%]	[%] 43.4	石 141.7958(35.3) [%]	[%] 44.0
尾井(359.7140)	45.6387(17.4)	12.7	103.1430(22.2)	28.7	101.6337(25.3)	28.3
中(409.1712)	7.2632(2.8)	1.8	54.6720(11.8)	13.4	36.3702(9.1)	8.9
池上(653.7830)	48.3727(18.4)	7.4	81.8780(17.7)	12.5	71.7809(17.9)	11.0
伯太(549.5074)	24.3050(9.2)	4.4	50.8790(11.0)	9.3	26.7232(6.7)	4.9
冨秋(194.8160)			18.4610(4.0)	9.5	15.4650(3.9)	7.9
太(424.2120)			14.7200(3.2)	3.5	3.0720(0.8)	0.7
千原(185.6371)					3.2085(0.8)	1.7
綾井(93.3760)					1.5150(0.4)	1.6
合 計	263.0286(100.0)		463.6020(100.0)		401.5643(100.0)	

- (1)(4) 拙稿「近世未解放村落の貢租」(『日本歴史』259号)。
 (2) 拙稿「明治初期の村格一件」(大阪府立大学『部落問題論集』第2号)。
 (3) 『奥田家文書』615号。
 (5) 拙稿「農村部落の屋敷地年貢」(部落解放研究所編『近世部落の史的研究』上巻)。
 (6) 『奥田家文書』900・392・8・1062・1005号。

明治5年の出作高は、天保4年時に比べると、60石余減少しているが、これは明

治4年3月の死牛馬勝手処置令の影響によるものと考えられる。これについては別に述べることにしたい。

- (7) 拙稿「出作地をめぐる差別と争論」(『大阪府立大学紀要(人文・社会科学)』第27巻)。
- (8) 拙著『近世部落の諸問題』、藤本清二郎「近世『斃牛馬処理制』の展開と解体」(『日本史研究』181号)、高市光男「近世部落の人口動態とその背景」(『近世部落史の研究』下)、拙稿「竹皮値下げ運動をめぐる」(『歴史研究』第19号)。
- (9) 拙稿「竹皮値下げ運動をめぐる」。

3. 鎮守社建立

元禄11年(1698)に王子村領から上泉郷内の南王子村領に移住したのちも、従来どおり聖神社の神役奉仕に従事していた。しかし聖神社の氏子である王子村をはじめ冨秋・尾井・太・上代・中・上村の信太郷7か村は、南王子村を聖神社の氏子とは認めず、単に聖神社に奉仕する役人足として取扱い、領主一橋もこれを公認していた⁽¹⁾。

このような差別と、「信太郷七ヶ村不残信太大明神之氏子ニ御座候得共、一ヶ村毎村々ニ鎮守小宮」を持っているところから⁽²⁾、南王子村の人々も、村内に自らの地域を守護してくれる鎮守社を持ちたいという気持ちになったのであろう。しかし、社寺の創建は幕府・一橋家の厳禁するところであったし、被差別部落が鎮守社を持つということは、きわめて異例のことであった。そこで元禄の移住以前に、すでに小社があったという「申伝」が話題にのぼってきたのである。

村の古老のいい伝えによれば、村方東角の字宮前の竹藪に、いつのころにつくられたのか、屋根瓦葺三尺四方の古びた小祠があったという。村人は誰れも神名を知らなかったし、気にとめる者もいなかった。だから寺社改めがあっても、旦那寺である西教寺については書上げても、この小祠については届出なかったほどであった。そんな小祠のことに村人が注目しはじめ、さらにこれを再建して、村の鎮守社にしようという話が議題になったのは、ようやく文政8年(1825)の夏のことであった⁽³⁾。

村方では、延享4年(1747)10月の寺社改めのときにも届出でなかったので、厳禁されている新規建立とみなされる恐れがあるというところから、当時泉州

一橋領知の取締役（惣代庄屋）であった泉郡池浦村（泉大津市）の庄屋寺田治兵衛と同役の同郡池田下村（和泉市）の庄屋弥治郎の兩人に小社再建についての力添えを懇願した⁽⁴⁾。

兩人は神社を再建したいという村民の切なる願いに動かされ、御用達に堺奉行所の内意をうかがわせたところ、川口役所が許可すれば、堺奉行所も聞届けるということであった。そこで兩人は文政8年12月1日・5日の二度にわたって、川口役所に、南王子村民の鎮守社再建の熱意と鎮守社の再建が、「世法・人道之弁無之」きこの村の者の「教諭之手引」になり、やがては「治り方一助」になるので、再建を許可してやってほしいと願い出た⁽⁵⁾。

村方からも川口役所に対して同月5日、屋根瓦葺一間四方の牛頭天王社を建直したいが、それについては材木は松・梅などの雑木を使用し、御法度の作事は決してしないから、許可していただきたいとの願書に新古の絵図を添えて差出した。

川口役所ではこれを許可するとともに、村方から堺奉行所への願書に「前書小社之儀者、先年寺社御改之帳ニ書洩御座候ニ付、猶又吟味仕候処、年古在来りニ相違無御座候間、重而寺社帳書改被 仰付候砌、書加へ可申奉存候」と奥書をしたので、堺奉行所も同月7日小社の再建を許可した⁽⁶⁾。

建直し工事は翌9年正月早々にはじまり、瓦葺一間四方の新社殿が8月に完成し、取締役寺田治兵衛から神事は1か年に三度、すなわち正月17日春神事・5月17日夏神事・9月17日祭礼ときめてもらった。もっとも翌10年からは正・6・8月の17日に改められた⁽⁷⁾。

新社殿は再建されたが、神主も巫女もいないので取締役寺田治兵衛の世話で、近くの大津村（泉大津市）から杉谷大和という神主と巫女を招いて9月に竣工式をおこなった。しかし、前述のような次第なので肝腎の御神体がない。そこでとりあえず杉谷大和がこしらえた御幣を「かりニ御神躰と唱、宮遷」したが、やがて寺田治兵衛がこの鎮守社建立の由来を書き、それを巻物に仕立てて箱に入れ、これを御神体として崇敬することになった⁽⁸⁾。

鎮守社の造営については、9年2月、村方一同相談の上、3か年賦で寄進銀を募ることにし、寄進表高各200目の喜八（初年度134匁8分）・嘉兵衛（初年度70目）・惣兵衛（初年度64匁4分）・五兵衛（初年度50目）を筆頭に、水呑層の

2匁・3匁にいたるまで、村内から銀4貫目余の寄進をうけることにし、実際は3か年で3貫800目ばかりを調達したが、初年度は銀1貫293匁8分の寄進があった。しかし地元からだけでなく、京都から宮大工を3人も呼んでの工事では、これだけで足りるはずはなく、堺・京・大坂の役人や用達への礼もふくめて総額銀6貫821匁5分1厘を要し、差引不足額銀5貫527匁7分1厘を、9月銀主4軒(五兵衛ら前記の4人)から村借として融通してもらはねばならなかったのである⁽⁹⁾。

- (1) 「和泉国大鳥郡泉郡村々様子大概帳」(徳川宗春家文書)。
- (2) 『奥田家文書』2566号。
- (3) 『奥田家文書』412・413・414・2566・2568号。
- (4) 『奥田家文書』412・413・414・2264号。
- (5) 『奥田家文書』412・413・414号。
- (6) 『奥田家文書』413・414号。
- (7) 『奥田家文書』420・2272号。
- (8) 『奥田家文書』420・2270号。なお、由来書物一通では火災の患いもあると考え、のちに寺田治兵衛に2通追書してもらい、それは屋屋両人方で預っていた。
- (9) 『奥田家文書』424・611・2269・2270号。

4. 御神体勧請

こうして文政9・10年の両年は、神事も大津村の神主杉谷大和に頼んで滞りなくおこなわれた。ところが文政11年6月上旬、京都の吉田家の出張所である堺の神明社の神主野口土佐の代理と称する長尾保なる者が、南王子村へやって来て、「穢村ニて如何致し候て遷宮致し、又ハ神事等取行候哉之段」を答立てた。これに対して村人は、われわれは一切神事に携わず、すべて大津村の神主杉谷大和に取計ってもらっていると答えたところ、長尾は杉谷方へ行き、「其方儀承り合候処、穢所之鎮守江神役相勤ニ参り候由、神祇道之礼ヲ妨候段、容易不成候間」、神職を取上げるぞとおどかした。

驚いた大和は、自分一存で南王子村鎮守の神役を勤めたわけではなく、池浦村の寺田治兵衛に、万一どのようなことがおこっても、自分が申分けをするからと依頼されたので勤めたことだから、くわしいことは寺田に聞いてほしいと答えたところ、長尾はその日は「追而沙汰ニ可及」と言い残して帰った。

翌7月11日、長尾は池浦村の寺田治兵衛宅へ来て、南王子村には古くは鎮守がなかったのに、貴公の取持ちで新規に鎮守を建立したとのことであるが、それは「何れニ而御免シヲ請候哉」と詰問した。これに対して寺田は、鎮守は昔からあったし、川口役所や堺奉行所の承認をえて再建したことで、全く「私之取計」いではないと、いいこめたので、長尾はすすぐと帰った⁽¹⁾。

しかし、神明社の野口土佐は、これでひきさがったわけではない。8月、代人の長尾を大津村へやり、杉谷大和の神職や巫女職をさしとめる一方、川口役所へ二度にわたって、南王子村の牛頭天王社は往古からあったのか、どうして建立を認めたのか、その理由を聞かせてほしいとせまったが、川口役所はこれを取上げなかった。そこで翌々10月、長尾は堺奉行所へ、どうして「穢村」に鎮守社建立を認めるなど神祇道の礼を乱すような不筋なことを承認したのか、この儀は一大事であり、向後自分らの役失にもなるので、奉行所の思召のほどをくわしく伺いたいと、くいさがった⁽²⁾。

乍恐奉窺口上之覚

一、泉州泉郡信太郷南王氏穢多村、一昨年以來新宮相建居申風聞有之処、旧冬(子)乃当春ニ至而ハ、京都御本所ニおゐて、神祇道取締殊外嚴重ニ被 仰出、依之、國中神職不心得之族斗相糺罷在折柄、私差副長尾保相頼、大津村配下巫女并ニ大和杯者穢所之宮ニ神役相勤、神祇道之礼ヲ乱不埒、依而巫女職差留メ御免許御取払ニ相成、右附其宮出来之様子問糺けれ者、一橋様御領分則御地頭表願出、堺御奉行所迄御裁許被下御座有趣申之ニ付、不紛明(知)之事改御地頭表ニ聞合も仕、如何義御聞届之様子成共、併御地頭表之申立、少々筋違ニも有之趣ニ而承、此儀者容易不成事故、乍恐当御奉行所ニ左様不筋之事、御聞届ケ難被遊義と奉存候、御内意奉窺、御裁許之実正奉承度、何卒御勘弁之上、思召之程被為 仰聞可被遊奉願上、何分此儀者一大事之儀故、向後私共役失ニも相成へく事奉恐入事故、長尾保江も委御聞取奉被為遊而可然と奉存候、此段偏ニ奉希上候、以上

文政十一年

子十月日

泉州堺

神明宮神主 野 口 土 佐

代人 長 尾 保

御奉行様

このような事態のなりゆきに、かねて南王子村では池浦村の寺田と相談し、11年4月、庄屋2人が寺田の手引きで上京し、内々吉田家の千葉安芸守に御神体を下付していただきたいと懇願していたが、11月にいたって、再び寺田につきそわれて庄屋2人が上京し、やっと新たに御神体を授けてもらった。寺田は早速それを川口役所に見せたところ、鎮守再建を承認し、長尾のいいがかりに手を焼いていた川口役所は、「甚以よろこひ被下」れたという。

南王子村では、この御神体を本社に納めておいては、「当時之人気ニ付、用心無心元」いので、寺田方に預ってもらい、神事ごとに迎え送りすることにした。また、大津村の神主杉谷についても、千葉安芸守から堺の野口土佐方へ申達してもらい、以前のおり神職が勤められるようになり、千葉の代理として杉谷が鎮守の再遷宮をおこなった。さらに、「御大切之品此方ニ預り置、神事度毎ニ迎送り大イニ恐入」るので、御神体は寺田に預けてあるということにして、庄屋利右衛門方で預るよるといふ、寺田の意見により、12年正月からはそのように取計うことになった。これで長尾からのいいがかりはなくなったが、御神体の下付願いや御神体を預るための利右衛門家の造作などで、またまた「格別諸入用」が掛かり、例のようにさきの村内五兵衛ら4軒の銀主から村借しなければならなかったのである⁽³⁾。

(1) 『奥田家文書』414・420・2272・2566号。

(2) 『奥田家文書』420号。

(3) 『奥田家文書』414・420・611・2275・2566号。

5. 鎮守一件再燃

これで暫くは平穏であったが、天保初年にいたって、鎮守一件が村方騒動とからんで再燃するにいたった。

天保2年(1831)正月、小前惣代と称する4、50人が西教寺に集り、年寄3人を呼びつけ、村方帳面を残らず引渡してくれと要求した。これが、以後延々5か年にわたる、庄屋の不正を追求しようという村方騒動の発端である。年寄3人のうち、林蔵は承知しなかったが、太兵衛・五兵衛兩人は小前らの申分はもっともであるとして、庄屋へとりつぐことを承知した。

はじめは小前方の攻撃は、主として庄屋2人のうち次兵衛に向けられた。そ

れは太兵衛と雪踏・小間物などの商業活動で急速に財をなした五兵衛が、庄屋役を望んで次兵衛の失脚をはかり、そのために村政に不満な小前層をまきこんだからであり、それに庄屋利右衛門は万事次兵衛の差図をうけ、太兵衛・五兵衛も次兵衛に押えられ、当時ほとんど次兵衛1人で村政をきりまわしていたからであった。

騒ぎが次第に大きくなってきたので、川口役所は取締庄屋の池浦村寺田治兵衛に、事態の取調べ・斡旋を命じた。寺田は、次兵衛が村政をきりまわし、「村方格式并寺宮様十方ニ仕候故、近村之憎茂有之」ので、病気ということにして、当分の間、役儀を遠慮させることで、事態を収拾しようとした。しかし、そんなことでおさまるはずがなかった。久兵衛などは寺田に「庄屋共夥敷銀子近年來取込、剩小前之者共、少之事ニ而も嚴重之取斗、右等之者共是迄通庄屋役相働呉候 而者、おのすから家出人等も多く、小前末々之者追々難渋仕候ニ付、此度者村方一同何分不帰得ニ御座候間、庄屋御仕替被下」りたいなど、庄屋の悪口を色々申立て、太兵衛らもこれに同調した。これに対して寺田は、お前たちがそんなことばかりいって騒ぎをやめようとししないのなら、事と次第によっては今の独立村から塩穴村や更池村と同じ分郷になるかもしれないが、それでもよいのか、と強い語調で説得したところ、庄屋役を望む太兵衛らはそればかりはと恐入ったが、小前惣代の久兵衛は、そうなくても「時之廻り合ニ候得者、成行之程無為方」と、寺田の言に耳を傾けようとしなかった。そしてこれから村方騒動が、いよいよ本格化していったのである⁽¹⁾。

2月19日には久兵衛ら小前惣代と称する6人の庄屋不帰依の訴状と、組頭14人をふくむ181人(うち32人は庄屋方の願書にも名前を連ねている)連名の庄屋退役願いが、川口役所に差出された。すなわち、①庄屋らは居村で高を所持していない出作の高持小百姓を無高人と唱え侮り、「人外同様之取斗方」をする、②免状・皆済目録・小入用帳・丑新開作徳・御入用普請分を、小前には一度も見せてくれたことがない、③村役人らは役向・村用で出張のとき、不相応の奢をするので、不用の費用がかさみ、村方が難渋している、④文政9年(1826)の鎮守社再建時に集められた1年目の寄進銀のうち、700目ばかりが小宮普請帳に記載されていない、⑤博奕筋にたずさわったものも、庄屋への賄賂次第で、領主へ言上されず、村役人の手前で済されるので、賭勝負をするも

のが絶えない、⑥文政10年に助成銀12貫800目を借用し、その返上のため村益を積立て、同年7月から天保元年(1830)12月までで17貫323匁余り集めたはずだが、なお13貫300目余りの村借があるとのことである。この積立銀の始末が明らかでない、⑦天保元年の請所山の木の売払代銀4貫400目余りのうち、3貫800目余りの使途が不明である、⑧このような取計いをする次兵衛・利右衛門が庄屋でいては、村方は治まらないから、退役を命じていただきたい、というのであった⁽²⁾。

これに対して庄屋方も、組頭16人をふくむ118人の連名で、自分らは庄屋らに不審な取計いがあるなどと聞いたことはない、村役人はあいかわらず永続勤務してもらいたい、と願い出た⁽³⁾。天保2年3月の家数は305軒であるから、まさに村を真二つにしての騒動になったわけである。

その後、村役人や小前方の入牢、代官の交迭、取締庄屋の所払いなど波瀾万丈の経過を辿りながら、村方騒動は延々5か年におよぶのであるが、五兵衛・太兵衛を擁する小前方と次兵衛・利右衛門に隨身する庄屋方は、そのまま西教寺による「寺方」と鎮守祭祀につながる「官方」でもあった。

さきに鎮守再建に協力した五兵衛も、天保2年正月には、鎮守社は取締庄屋寺田治兵衛の骨折りで修復したが、当村には不相応のもので村方衰微の基である、寺田をはばかりて差控えてはいるが、自分をはじめから再建に不賛成で、折があれば自分一人でも社を打崩したいと思っていると、取締庄屋や官方への憎悪をもらしている。また同年8月17日の祭礼の準備に、太兵衛をはじめとする寺方ものは加わらず、庄屋利右衛門に隨身するものばかりで備物などを準備している⁽⁴⁾。さらに五兵衛の弟西教寺の覚音も、小前方に加わり、あとおしをしていたようである。官方の記録をそのまま信ずるわけにはいかないが、つぎのように記録されている⁽⁵⁾。

右村之儀者一向宗ニて、惣旦那西教寺当住覚音と申もの、右村方之産ニて親類厚縁之もの村方ニ数多有之、右鎮守追々一同奉尊敬ニ付遍執致し、色々手段を以、鎮守不帰依に相成候様取斗、依之、外事ニ寄セ、^(備)村方出入ニ為及、当時ニタ派ニ相成り、官方・寺方と相分レ、互イニはけみ合、寺方之者共諸方江掛け廻り、種々賄賂等夥敷致し、色々手段仕居候趣、当時泉州表ニて甚風評高ク御座候事

寺方（小前方）の運動によるものであろう。天保4年の夏、吉田家の取締役とって、天王寺の千葉弥賀羅（矢柄）なる者が、吉田家から南王子村へ御神体を下げ遣したというようなことはなく、それは全く池浦村の寺田治兵衛の謀計であり、このようなことを、このままですて置いては神祇道の妨になるから、寺田をきつと吟味してほしいという訴状を、川口役所へ差出した。川口役所では一応寺田を吟味し、また、南王子村の村役人を出頭させて取調べた。村方では翌日吉田家の千葉安芸守から下付された御神体免許の本紙・写を提出した。

一方、南王子村の村役人から懇願をうけた吉田家の千葉陸奥守は、11月中旬出坂のついでに川口役所へ立寄り、南王子村鎮守の御神体は吉田家から下げ渡したものに相違なく、もしこれについて異議を唱えるものがあれば、自分の方に振向けてくれと申立てるとともに、南王子村の鎮守にも参詣し、村役人にも御神体につき故障をいうものがあれば、自分の方へ振向けるようにとって帰京した。その間、矢柄も川口役所へ出頭し、千葉陸奥守なる者は吉田家にはおらず、そのような者が来ても、とりあわないようにと申込んでいる。川口役所もことが吉田家の内部のことなので取調べも出来ず、この処理には困惑したようである⁽⁶⁾。天保5年にも川口役所から鎮守社修復の手續きについての取調べがあり、5月2日、庄屋利右衛門、森村・千原村庄屋代理の連名で、寺田治兵衛の手引きで吉田家千葉安芸守から御神体を下げ渡してもらったことに相違ないことを報告している⁽⁷⁾。

この村方騒動・鎮守一件に関連して、取締庄屋寺田治兵衛は失脚の憂目をみた。その理由を官方の願書は、つぎのように述べている。泉州一橋領知の村々では、文化・文政の初めのころまでは郡中諸入用がかさみ、二期入用高1石に3匁2、3分も掛っていたところ、文政5年（1822）に寺田が取締庄屋に任命されてからは8、9分になった。これについて取締られた庄屋らは内心恨んでいた。これらの庄屋らが一致して代官の交迭、寺田の失脚をはかり、それが効を奏して、天保3年（1832）10月、代官は江戸へ呼び返され、寺田は取締庄屋を解任され、川口役所へ留置、ついで所払いになったというのである。

寺田の無実を訴えつづけた官方だけの記録で、寺方関係の記録がないので、事件の真相がたしかめられないが、官方の記録によれば、反寺田方の庄屋層や寺方の代官交迭・寺田解任の運動は、すさまじいものであったようである。天

保3年に反寺田方の22人が江戸へ行き、一橋の要路へ賄賂をおくって取入ったという。その費用は差込分400両・路用60両合計460両で、そのうちの半分は信太郷の庄屋らが銘々借用したものであり、半分は寺方の五兵衛から借りうけたとのことである。また翌4年、江戸から郡奉行が泉州に入部したさいは、かねての江戸表での手続きをもって、1,170両におよぶ賄賂をおくったというが、そのうちの300両は五兵衛の出金であるという風聞が、もっぱら流れていたという⁽⁸⁾。

寺田は江戸送りとなり、ついで野州塩谷郡高根沢村に流され、天保7年8月23日、この地で55年の生涯を終えたのであった。病死か、同村の口碑に残るような毒殺か、ことの真相は明らかでないが、同村浄蓮寺22世行慶の「有故来本 病死於羈途（中略）余愍無其所殯、而葬之於院内墳墓之側、法諡曰練光院南汀居士」という墓碑銘文は簡潔ではあるが、寺田治兵衛の死が尋常のものではなかったように思わせる⁽⁹⁾。

(1)(4) 『奥田家文書』2556号。

(2) 『奥田家文書』424号。

(3) 『奥田家文書』609号。

(5) 『奥田家文書』428・2566号。

(6) 『奥田家文書』414・2280・2566号。

(7) 『奥田家文書』2568号。

(8) 『奥田家文書』428・2558・2566号。『和泉市史』第2巻286・287・810—812頁。

(9) 新見忠之編『寺田治兵衛正熙伝記関係史料集』。

6. 鎮守社の存廃をめぐる

色々と横槍が入ったものの、どうにか鎮守問題は おさまったかに思われたが、天保9年（1838）にいたって、突然その存廃に関する危機にみまわれた。この年4月、取締庄屋の黒鳥村（和泉市）庄屋から呼出しがあり、南王子村の村役人が出頭すると、近く幕府の大巡見があるので、南王子村に鎮守社があつては「御察当之程難計間、察当無之内」に取りこわせという、川口役所の命令が伝達された。

南王子村では府中組の庄屋に鎮守存続方の幹旋について懇願するとともに、組頭・百姓代・年寄・庄屋30人の連名で、川口役所に鎮守社の存続方を、つぎ

のように愁訴した。近年村方騒動がつづいたが、ようやく村内に神仏崇敬の念が浸透し、人気も立直りつつある。いま女・童にいたるまで崇敬している鎮守社を取りこわすということにでもなれば、またまた村方が乱れることは明らかである。御巡見のみぎりほどのような困でもいたしますから、一村御救いとおぼしめし、また後年村方取締りの一助にもなりますので、鎮守社の取りこわしだけは勘弁していただきたい。

これに対する川口役所の内意は、取りこわしの命令を撤回するわけにはいかない、いずれ堺奉行所へ掛合いのうえ、取りこわしを申付けるが、にわかのことでもあるし、巡見使も村内へ入って一々改めるというようなこともあるまいから、巡見のさいは竹なり板なりで困をつくることを許してやる、ということであった⁽¹⁾。

わずか14年前、鎮守社の修復再建を許可した川口役所が、一変してその取りこわしを命ずるようになったいきさつは明らかでないが、一つは前述したように、川口役所の役人が巡見使のとかめをうけるやもしれないと危惧したことによると考えられるし、一つは存続を陳情に来た南王子村の村役人に、役人が「右小社之儀(取りこわし)ハ、郡中ハ勿論、他村之差構ケ候筋ニ而者無之」と、わざわざつけ加えているところをみると、府中組や信太組の村々からの働きかけがあったからと思われる⁽²⁾。

翌閏4月、幕府の巡見がおこなわれた。もっとも巡見使が南王子村を通るとき、惣代庄屋が先導し、南王子村の村役人が他村と同じように巡見使の案内をしてはいけないとの指示をうけていたのに、南王子村の村役人が本陣で手札を差上げたり、通行の道案内をしたので、まことに不届きであるということで叱責され、惣代庄屋・信太本陣あてに、以後は決して巡見使の道案内はしないという詫状をとられた。南王子村が宝暦・天明期に道案内をした先例を主張すれば、「小社取離し杯被申掛候も難計」く、「何ヲ申もきじと鷹、水ハ下イ方」^(註)と、不当な差別と圧迫に耐えたのであった⁽³⁾。

こうして巡見一件はすんだが、鎮守社の件は片づいたわけではない。同年10月、南王子村の村役人らが川口役所へ呼出され、前々から命じてあった鎮守社の取りこわしを速やかにするよう厳命された。なお別に府中組の府中村・小田村の庄屋も呼ばれ、南王子村の鎮守社取りこわしの件を申渡された。

南王子村では、府中組の有力庄屋にすがって川口役所へのとりなしを依頼するなど、村をあげて鎮守社の存続を歎願した。しかし川口役所は、役所が一旦決定して申付けた以上、それを撤回するわけにはいかないから、ひとまず取りこわしたうえで、改めて跡支配代官へ再建を願い出よ、なお御神体については吉田家の千葉陸奥守に役所から引合せて差戻すから、至急取りこわせと、きびしく申渡した⁽⁴⁾。別に取りこわしについての命令をうけた府中村の庄屋の考えも、「随分幾重にも談遣候得共、川口表之御趣ニ付、此度ハ是非取払不致候ハ而者難叶、全躰鳥居・とろう之儀ハ何れニ而御免請相立置候哉、是等之分御吟味ニ相成候而ハ甚タ六ヶ敷^(灯籠)」いので、一旦は取りこわし、庄屋利右衛門の納屋へでも囲い置き、跡支配代官へ願出て再建するのがよいとのことであった。府中組の有力庄屋は、表向きはともかく、実際は南王子村の鎮守社の存続どころか、むしろ取りこわしをかねてから強く望んでいたのである。そして11月12日には府中・小田両村の庄屋は、南王子村に対して「鎮守社取払之儀、否」今夕九ツ時までに回答せよと、きびしく申入れた⁽⁵⁾。

明けて10年正月、南王子村の村役人をはじめ9人が、川口役所の役人の止宿先である観音寺村(和泉市)へ呼出され⁽⁶⁾、府中組庄屋の立会いのもとに、つぎのように申渡された。すなわち、南王子村の牛頭天王社の取りこわしについては、すでに先代官百井貞助から申渡されているにもかかわらず、今もって取りこわしていない。日延べなど願出ているが、もつてのほかである。右は御神体などもないので、いずれ取りこわすべきものである。しかし、このたびは役所外のことなので、老婆心で忠告するのだから、そのところをよく心得て取りこわせ。きびしく取りこわせとも取りこわさずとも、こちらからはとやかくいわない。しかし、どうしても取りこわさねば寺社奉行へ申立て、南王子村の者全員が江戸表へ呼出され、きびしい詮議をうけねばならぬことになるぞ。そうなれば耕作もできず、年貢納入にも支障をきたすことになるぞと、すかさずたり脅された。

これに対して南王子村の人々は、日延べ願いなどで、何とか当面をとりつくり、ひき延しをはかるうちに9月になったが、このとき、11月までに泉州一橋領知の村々の寺社帳を書改めて差出せとの触が廻ってきた。

11月に南王子村の村役人が府中組の有力庄屋に呼出され、鎮守社は「御察当

無之内、早々取払]い、寺社帳には西教寺本堂だけを書上げるようにといわれた。南王子村では郡中の書上げの様子を内々聞くと、18日までに組々の下帳を集め、郡中一手に堺奉行所へ内窺いしたうえ本帳をしたため、川口役所へ差出し、川口役所から江戸寺社奉行所へ窺いのうえ、川口役所から堺奉行所へ提出するとのことであった。まず堺奉行所の承認がなければ、どうにもならないことが分ったのである。そこで御用達を介して堺奉行所の掛り役人へ内窺いしたところ、南王子村の鎮守社は一旦一橋の奥印で修復再建を許可したのだから、寺社帳に書上げるように、もし郡中ならびに川口役所からとがめをうけて書上げないということになれば、「此方々勘弁ヲ以、品ニより川口表へ掛ケ合も可致」ということであった。このことを川口役所へ御用達を通して言上したところ、代官から、先支配から鎮守社の件について申送りもないので、南王子村が書上げたら、江戸表へうかがってやろうといわれた。そこで南王子村は寺・宮とも書上げ、府中村庄屋へ提出したところ、つぎのように鎮守社の早急な取りこわしを申渡された。お前たちはどういうつもりで鎮守社を書出したのか。巡見のときにとがめをうけ、ひきつづき先代官からも再三取りこわしを命ぜられ、なお、川口の役人からも廻村先きで申渡されているうえ、別に府中組へも取りこわさせるようにと指示されているのに、取りこわさないばかりか、寺社帳に書上げるとは。これはお役所の顔に泥をぬるようなものである。先代官への申送りもあり、このたびは是非とも取りこわせ。

これに対して南王子村の庄屋は、何卒このまま差出していただきたい、もしおとがめをうければ、あくまでも村方から歎願するつもりであると、鎮守社を書加えた寺社帳の差出しを強く主張した。

このようないきさつのため、郡中では川口役所に寺社帳の提出を来年正月まで日延べしてもらいたいと願い、ついでもた2月まで猶予を願出た。府中組としては、あくまで南王子村の鎮守社の記載をこぼんだのである。

こうして天保11年をむかえたが、鎮守社一件については、郡中からは何の沙汰もなかった。8月にいたり、寺社改めの出役についての廻章に接し、南王子村の庄屋・年寄は心配で早速川口役所へかけつけたところ、役人から、このたび検分のうえ、南王子村の鎮守社は堺表へ提出する帳面には除き、堺表からなせ南王子村の鎮守社を除いたのかと尋ねられるように取計う、なお、このたび

の検分は寺社ともに有姿のまま検分をうけるようにせよ、といわれた。そこで村役人らは御用達に右の事情を話し、堺奉行所から川口役所へ、なぜ寺社帳から南王子村の鎮守社を除いたのかと問合せてもらうように取計ってほしいと、くれぐれも依頼して帰村した。そして8月2日、南王子村の鎮守社の検分がおこなわれ、鳥居・拝所・本殿の竿入れがなされた。

府中組の惣代庄屋らは出役役人の南王子村の鎮守社の存続はむづかしいという内意を聞出し、あくまで鎮守社を取りこわそうという考えを固めた。このころになると、多難な幕末期の流れのなかで、川口役所はいつまでも南王子村の鎮守社にかかわっておられなくなり、役所よりもむしろ府中組の村々が南王子村の鎮守社の取りこわしを強くおしすすめようとしたようである⁽⁷⁾。

- (1) 『奥田家文書』436・602号。
- (2) 泉州一橋領知は大鳥・泉両郡のうち54カ村で、それが大鳥・信太・下条・府中・山方の五組に分れ、南王子村は府中・黒鳥・小田・観音寺など10カ村とともに府中組に属していた。註(1)に同じ。
- (3) 『奥田家文書』526・602号。
- (4) 『奥田家文書』436・2276号。
- (5)(7) 『奥田家文書』2276号。
- (6) 川口役人の廻村は、前年の天保9年8月、和気村(和泉市)の日蓮宗不受不施派弾圧の事件があり、阿伽太山の日相上人の墓石などが破壊されたが、その事後検察が重要な任務の一つであったようである(『和泉市史』第2巻292頁)。

7. むすび

そののち幕末期においても、南王子村民は川口役所や周辺の村々のいわれのない差別と圧迫に対して、そのつどこれをはねのけ、鎮守社を守りつづけて明治におよんだ。

ところが明治3年(1870)にいたって、王子村が南王子村を吸収合併しようとする策動がおこったが⁽¹⁾、これと前後して、堺県から南王子村の鎮守社をそのまま存置できないとの申渡しをうけた。これに対して南王子村では、同年夏以来たびたび堺県に鎮守社の存続方を歎願した⁽²⁾。

乍恐奉歎願候

泉州泉郡南王子村

当村小社之儀、夏巳来由緒御取調被為 仰付奉畏、早速取調書奉差上候所、
右小社之儀、置居ニ難相成旨被為 仰付候ニ付、何分旧来在来之小社之儀候
へ者、何卒御置居被為 成下度段、村中一同ノ奉歎願候所、未如何共御沙汰
無之候所、今般国内大小之神社御規則御取調向被為 仰出奉拝承候、何卒夏
巳来御歎願奉申上候通、御憐愍を以、御置居被為 成下度段、村中一同ノ奉
歎願候、右御聞濟被為 成下候者、難有奉存候、以上

明治三年十二月十七日

百姓代	木 八
年寄	嘉十郎
同	万次郎
見習庄屋	亀太郎
庄屋	三右衛門
同	利右衛門

御役所

そしてついに明治5年には村社の社格がみとめられ、社名を八坂神社と改め、44年には神饌幣帛料供進社に指定され⁽³⁾、今もこの地に文政期の創建の姿で存続している。このことは、南王子村民の情熱と団結が、いわれのない差別と圧迫を見事にはねのけて勝利したことを、何よりも雄弁に物語るものである。

- (1) 拙稿「明治初期の村格一件」(大阪府立大学『部落問題論集』第2号)。
- (2) 『奥田家文書』488号。
- (3) 『大阪府全志』巻之五、573頁。